

家具転倒防止器具支給事業を 今年も実施します！

地震のとき、家具の下敷きで犠牲になったり、倒れた家具が邪魔で避難するのに時間がかかった方が多くおられます。

皆さん、自宅の家具はきちんと固定されていますか？

鳥羽市では、家具の転倒防止器具を無償で支給しています。

※今年度で事業終了となります。



対象世帯

- 70歳以上の高齢者のみの世帯
- 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方が属する世帯
- 要介護認定 3 以上の方が属する世帯

※上記のいずれかに該当し、かつ鳥羽市に住所を有し、昨年度までに支給を受けられていない世帯

申込期限

令和元年 6 月 28 日（金）まで

希望の方は、鳥羽市役所
総務課 防災危機管理室まで
ご連絡ください

0599-25-1118

※自力で取り付けができない場合は、相談にて取り付けをさせて頂くこともできますので、気軽にご連絡ください

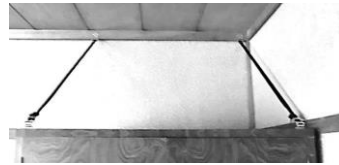
支給器具の種類

次の中から、合計 3 組（6 個）まで支給します。

- L 型金具（1 組 2 個）



- ベルト式器具（1 組 2 個）



※ベルトの長さは 80cm までです

- 突っ張り棒（1 組 2 本）



※家具と天井の間の寸法が 23~100cm まで固定できます

すでに設置されている方は、年に 1 度は見直し点検をすることをお勧めします。

また、家具の置き場所を見直したり、部屋の出入り口や避難経路には物を置かないなど日頃から意識して逃げ道を考えておきましょう！！

問い合わせ先

鳥羽市鳥羽三丁目 1-1
鳥羽市総務課防災危機管理室

TEL 0599-25-1118

FAX 0599-25-1138

家具転倒防止器具支給事業について

市では、高齢者や障がい者のかたの住まいの安全対策として、地震発生時の家具転倒による事故を防止するため「家具転倒防止器具」を無償で支給します。今年度で事業終了となりますので、ぜひ、この機会にお申し込みください。

■ 対象世帯 市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ・ 身体障害者手帳(1級・2級に限る)の交付を受けているかたの属する世帯
- ・ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護3以上)を受けているかたの属する世帯

※但し、昨年度までに器具の支給・取り付けを実施した世帯は対象外とします。

■ 申込方法

次の①②の申請書類に、記入、捺印の上、提出してください。

- ①「家具転倒防止器具支給申請書」
- ②「家具転倒防止器具支給に係る確約書」

※なお、申請書類の配布、受付は、総務課防災危機管理室(本庁2階)のほか、市民課(市民文化会館1階)、保健福祉センターひだまり、各連絡所で行います。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■ 申込期間 令和元年6月1日(金)～6月28日(金)

■ 支給器具の種類

- ・ 次の①②③の中から、合計3組(6個)まで支給します(同じ種類6個も可能)。取り付けた家具の状況に合った器具を選んでください。

- ① L型金具(1組2個)
- ② ベルト式(1組2個) ベルトの長さ80cmまでです。
- ③ 突っ張り棒タイプ(1組2個) . 家具と天井の間の寸法が23cm～100cmまで固定できます。

※どの器具を選べばよいかわからないかたは、防災危機管理室に相談してください。

※取り付けを希望されるかたは、現地確認・相談の上、器具を決定します。

■ 支給方法

- ・ 支給が決定した世帯のかたには、後日、市から「家具転倒防止器具支給決定通知書」を送付しますので、通知書と引き換えに、申請時に希望された配布場所で器具を受け取ってください。

■ 取り付けについて

- ・ 高齢、障がい等の事情により、支給器具の取り付けが困難な世帯については取り付を支援します。
- ・ 申請に基づき事前に調査を実施し、市職員またはボランティアなどの協力を得て、取り付けを行います。

※但し、取り付けられない場合もありますのでご了承ください。

◆◆◆ くわしくは . . . 問い合わせ先：鳥羽市総務課防災危機管理室【TEL：25-1118】